(Z)

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請)

1	申請の対象とする範囲		建築物全体	
	(該当する□にレ印を記入)		複合建築物の非住宅部分	
			複合建築物の住宅部分	
2	計画の評価方法	住宅	主宅部分:	
	(該当する□にレ印を記入)		誘導仕様基準	
			誘導仕様基準以外	

3 手数料額の計算

申請の種類(該当す	トる□にレ印を	之記入)	適合証がある場合	適合証がない場合
□ 一戸建て住宅の場合			別表の2の3の(1)	別表の2の4の(1)ア又はイ
			円 (a)	円 (A)
□ 共同住宅等又は	住戸の部		別表の2の3の(2)ア	別表の2の4の(2)ア又はイ
複合建築物の場合	分の総戸			
	数	戸	円 (b)	円 (B)
	共用部分		別表の2の3の(2)イ	別表の2の4の(2)ウ
	の床面積			
	の合計	m²	円 (c)	円 (C)
	非住宅部		別表の2の3の(2)ウ	別表の2の4の(2)エ
	分の床面			
	積の合計	m²	円 (d)	円 (D)
			(p)+ (c)+ (d)	(B) + (C) + (D)
		計	円	円
□ その他の建築物	建築物の		別表の2の3の(3)	別表の2の4の(3)
の申請の場合	延べ面積	m²	円 (e)	円 (E)

(注意)

- 1 別表とは、目黒区手数料条例別表をいう。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合には、目黒区手数料条例別表の1の94の項に定める額を加算する。
- 3 適合証とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示 す書類をいう。

(用紙規格 A4)